

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 8月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)潤滑油加熱器および清水加熱器の電流測定試験において、所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)2D-1-5(3D)(4D)制御回路のテストプラグ用コネクタ未取り付けが認められたため、当該原因を調査・対策検討。	G II	
2	3号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)停止操作に伴う原子炉冷却材浄化系流量低下操作において、「原子炉冷却材浄化系差流量高」警報が発生し当該ポンプの自動停止が認められたため、当該警報の発生原因を調査・対策検討。	G III	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)室において、誘導灯の消灯が確認されたため調査したところ、誘導灯用配線用しゃ断器が管理されない状態で開放されていることが認められたため、当該原因を調査。 なお、当該配線用しゃ断器を投入し誘導灯は点灯。	G III	
4	3号機	換気空調系サービス建屋冷凍機(B)潤滑油ストレーナ隔離状態において、「油ポンプ過負荷トリップ」警報(油ポンプ締め切り運転)の発生が認められたため、当該原因を調査・対策検討。	G II	